

第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 4 月
鹿児島労働局

今般、2023 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止計画（以下「第 14 次防」という。）が策定されたところである。

については、第 14 次防の効果的な推進を図るべく、当局版の第 14 次労働災害防止計画（以下「第 14 次防推進計画」という。）を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

2. 計画の目標

（1）労働災害全体として

- 死亡災害について、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %減少させる（具体的には毎年 10 人以下とする）。
- 死傷災害について、2021 年度までの増加傾向に歯止めをかけ、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転じさせる。

（2）（1）の実現のため、鹿児島労働局、事業者及び労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、アウトプット指標及びアウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

（3）アウトプット指標及びアウトカム指標は、下記 5 に示す本計画の重点事項ごとに別添 1 のとおり定める。

なお、第 14 次防の推進に当たり、労働者の協力の下、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定めた。

3. 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、計画の実施状況の確認及び評価を行い、労働審議会、労働災害防止団体代表者会議及び労使専門家会議等に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基

づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

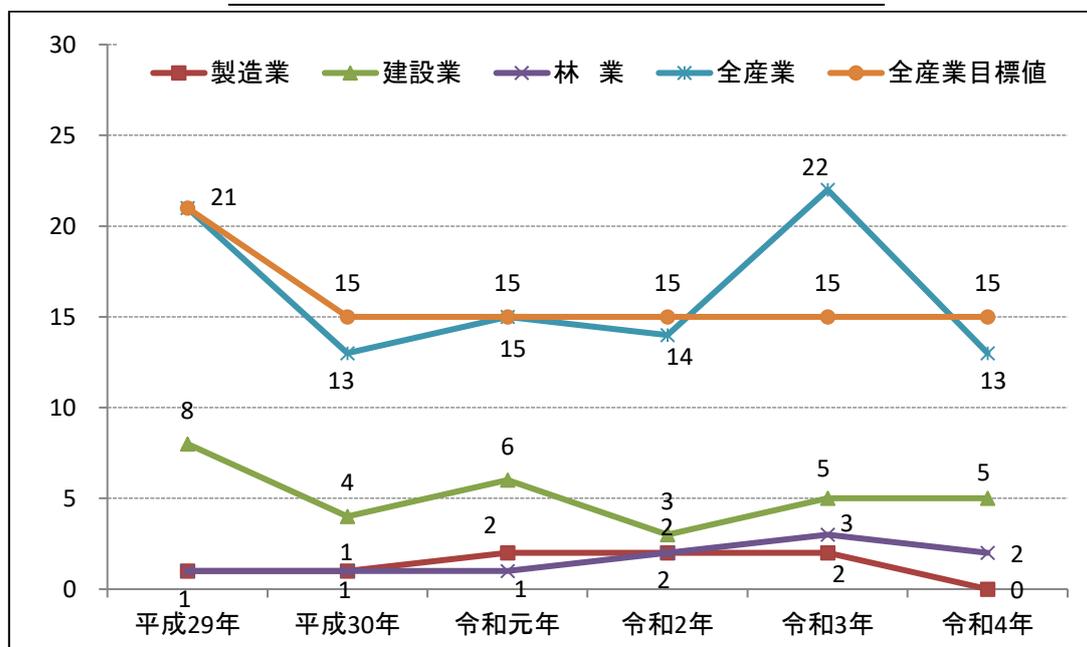
4. 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

鹿児島県内における死亡災害については、昭和38年の92名をピークに増減を繰り返しながらも、平成15年以降は30人を切り、近年は13～22人の間で増減を繰り返している。第13次労働災害防止計画期間中の死亡者数は、77人であり、うち、建設業が23人と最も多く、次いで林業が9人となっている。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」が7人と最も多く、林業においては、伐倒木等による「激突され」が6人と最も多い。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くの割合を占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

平成29年～令和4年死亡者数(死亡災害報告)



平成 30 年～令和 4 年業種、事故の型別死亡災害発生状況(死亡災害報告)

	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物質との接触	感電	交通事故（道路）	その他	全合計
全産業	14	2	3	5	15	12	5	2	1	1	15	2	77
製造業	1				3				1		2		7
建設業	7	2	2	3	2	2	1	1		1	2		23
陸上貨物運送事業	2							1			3	1	7
林業			1	1	6	1							9
第三次産業	3			1	2	6	2				6	1	21
上記以外	1				2	3	2				2		10

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

ア 死傷災害の発生状況

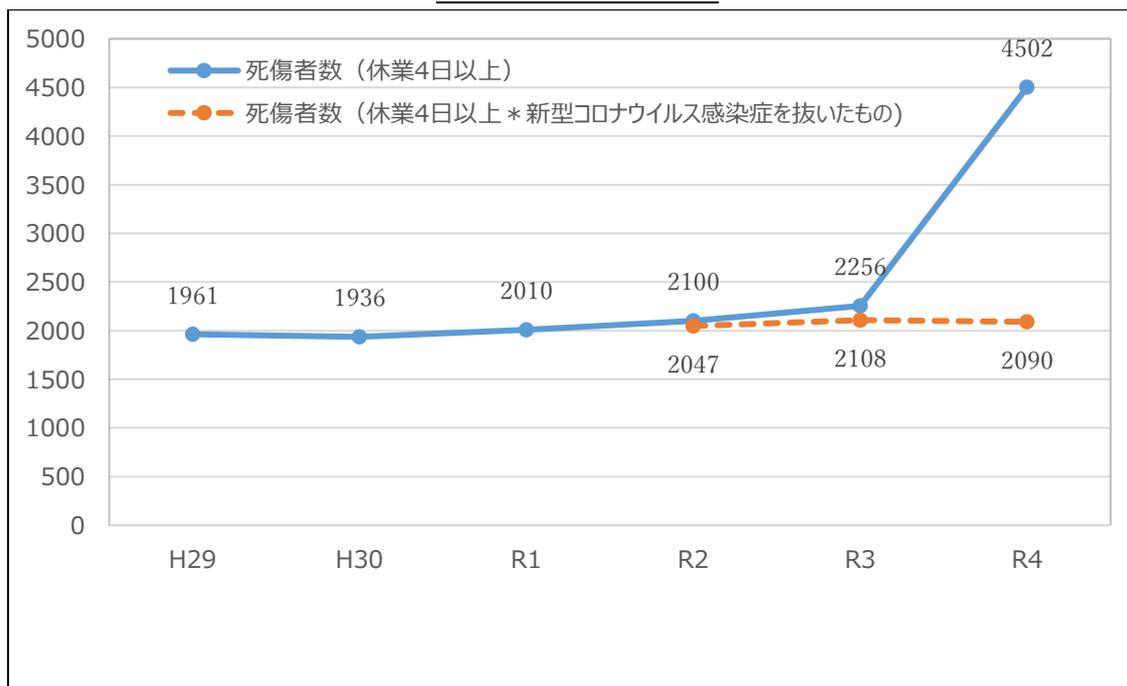
死傷災害については、平成 30 年を除いて第 13 次労働災害防止計画期間中増加の一途をたどっている。令和 2 年から令和 4 年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数は増加傾向にある。平成 30 年から令和 4 年(新型コロナウイルス感染症のり患を除く。)の内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(23.1%)、「墜落・転落」(18.5%)、「動作の反動、無理な動作」(14.3%)の順に多い。

業種別では、第三次産業が 44.5%を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(32.1%)や「動作の反動・無理な動作」(21.2%)と労働者の作業行動に起因する死傷災害が 5 割以上を占めている。そのうち、転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。男女ともに中高年齢層で高くなっているが、特に女性は 60 歳代以上では 20 歳代の約 26 倍となっているなど、高年齢の女性の転倒災害の発生率は高くなっている。

更に、外国人労働者の雇用者数は当県でも年々増加しているが、直近 5 年の外国人労働者の死傷者数は、1 件から 41 件の間で増減を繰り返して

いる。なお、外国人労働者の死傷災害の事故の型では、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」が製造業及び農業で多く発生している。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

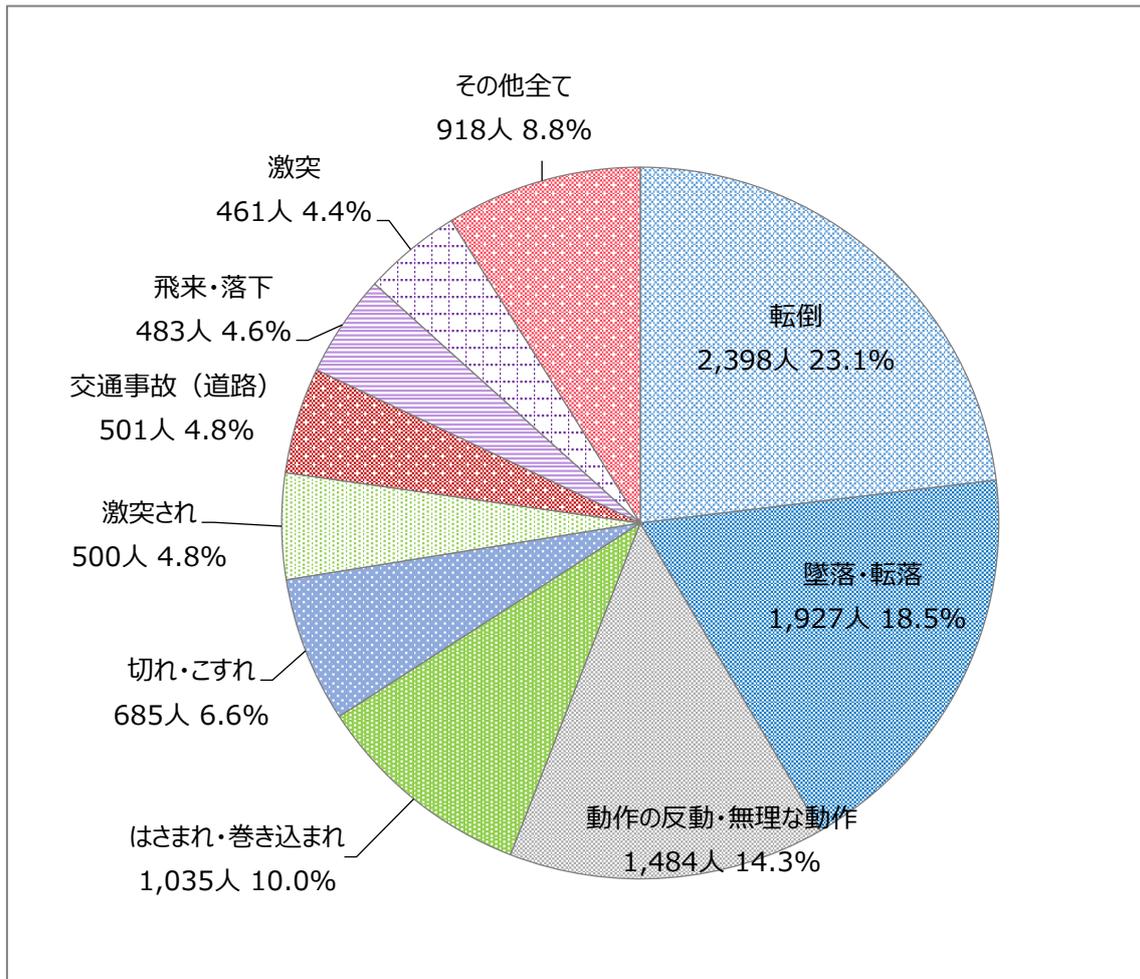
平成 29 年～令和 4 年 休業 4 日以上 の 死傷者数
(労働者死傷病報告)



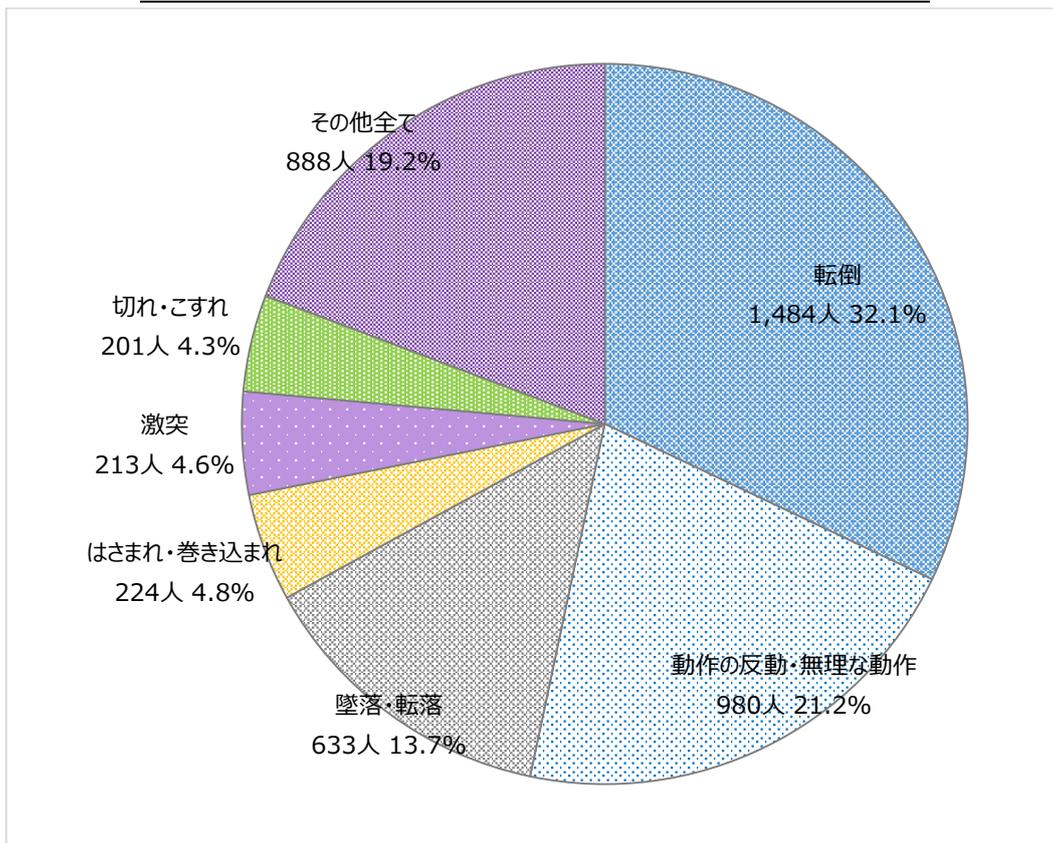
平成 30 年～令和 4 年 業種、事故の型別死傷災害発生状況
(新型コロナウイルスり患を除く)(労働者死傷病報告)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	1,927	2,398	461	483	167	500	1,035	685	28	6	257	38	7	1	4	5	501	8	1,484	386	11	10,392
製造業	265	461	60	109	36	68	354	204	2	0	77	15	0	0	1	2	32	0	177	15	1	1,879
建設業	517	133	56	136	42	99	162	136	10	1	35	6	6	0	1	2	64	0	72	8	0	1,486
陸上貨物運送事業	308	119	77	44	30	42	92	18	4	0	12	1	0	0	0	0	50	1	159	7	3	967
林業	31	23	3	26	12	76	16	50	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	9	8	0	259
第三次産業	633	1,484	213	117	41	138	224	201	7	3	119	10	1	1	2	1	322	5	980	115	6	4,623

平成30年～令和4年 事故の型別死傷者数
(新型コロナウイルスり患を除く)(労働者死傷病報告)



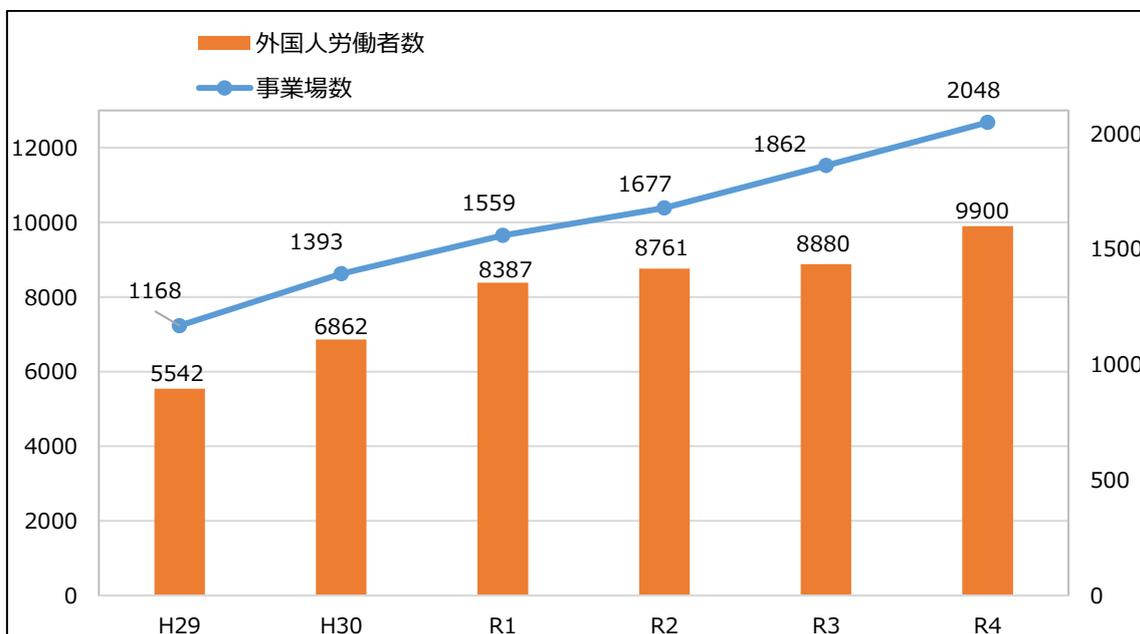
平成 30 年～令和 4 年 第三次産業における
死傷災害事故の型
(新型コロナウイルスり患を除く。)(労働者死傷病報告)



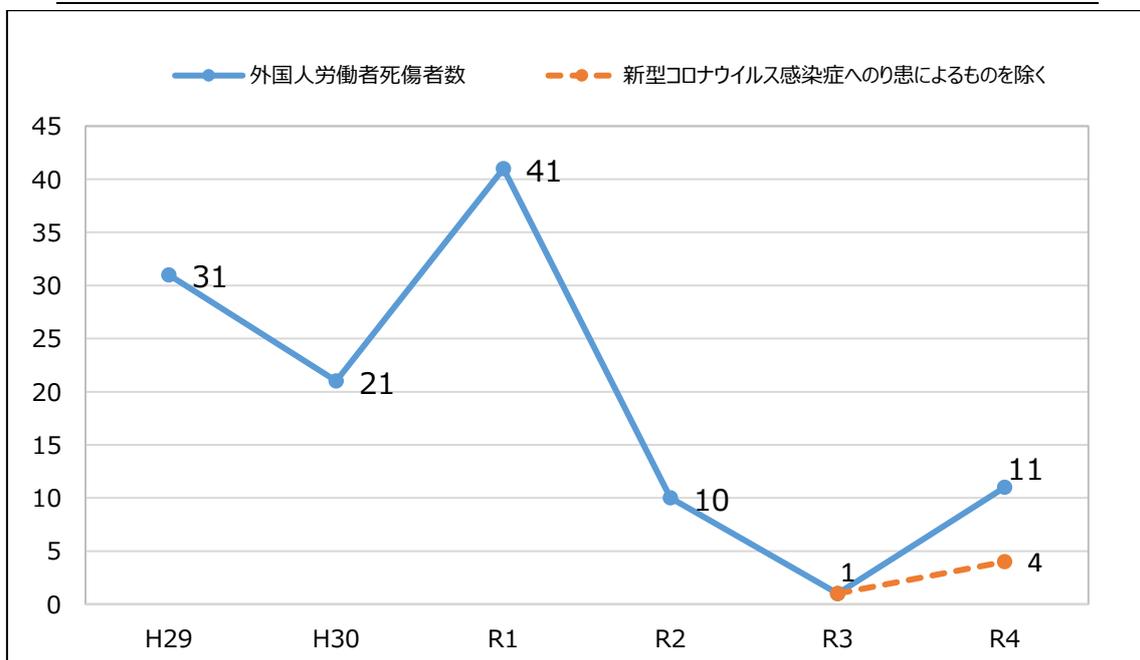
平成 30 年～令和 4 年 年代別転倒災害被災者数
(労働者死傷病報告)

	20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
男性	8	54	122	144	197	353	878
女性	3	30	79	153	473	779	1,517

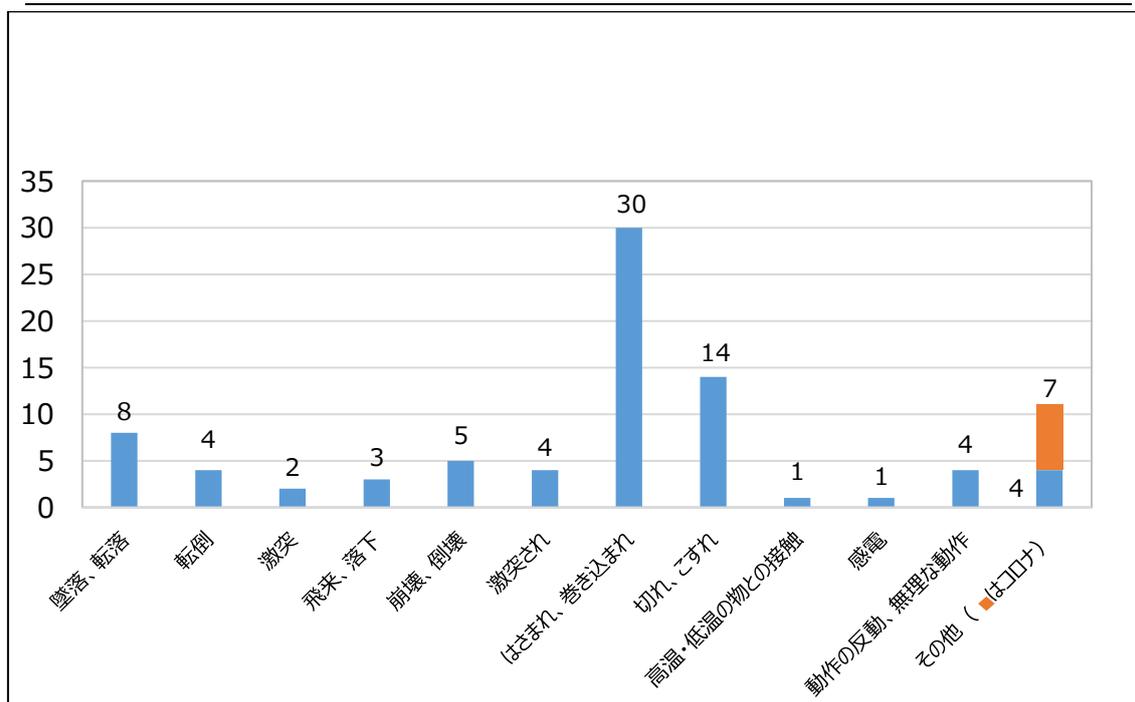
平成 29 年～令和 4 年外国人雇用事業場数及び外国人労働者数の推移
(鹿児島労働局 外国人雇用状況)



平成 29 年～令和 4 年外国人労働者の死傷者数の推移(労働者死傷病報告)



平成 30 年～令和 4 年外国人労働者の死傷者数の事故の型(労働者死傷病報告)



イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

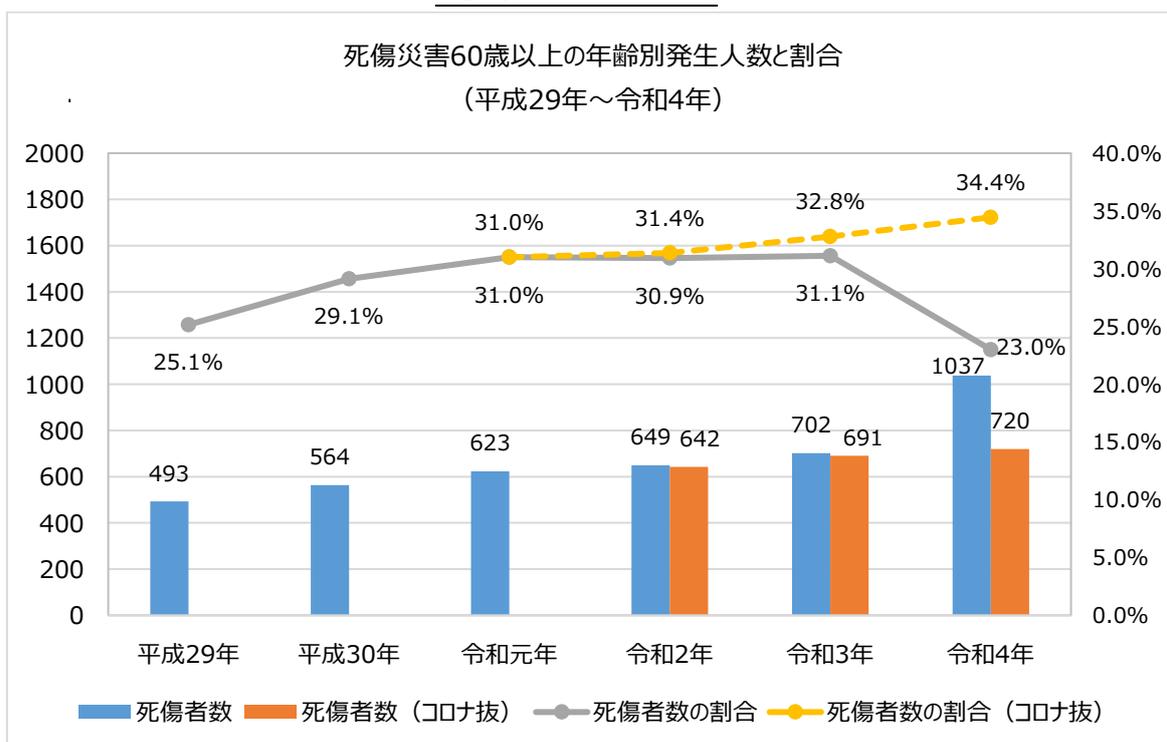
- ① 労働災害発生率が高い 60 歳以上の高年齢労働者が増加していること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- ④ その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やこれに伴うデリバリーサービスや宅配需要の増加の影響

等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がりで増加しており、令和 3 年のデータでは約 3 割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和 4 年の 60 歳以上の高年齢労働者の死傷者数が全年齢に占める割合は 34.4%(新型コロナウイルススリ患を除く)となって

いるほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。
このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

平成 29 年～令和 4 年 60 歳以上の死傷者数の推移
(労働者死傷病報告)



上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害を防止するための対策の取組を促進することが必要である。

上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられ、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短い納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つ

と考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要がある。さらに、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らし、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、上記の④に関しては、陸上貨物運送事業における労働災害が増加しており、顕著な増減は認められないものの、平成30年～令和4年の死傷災害においては、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の31.9%を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

(3) 労働者の健康を巡る動向と方向性

ア メンタルヘルス対策関係

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、鹿児島県内におけるメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合は、使用する労働者数50人以上の事業場で97.0%である。一方、使用する労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で42.4%、10～29人で30.4%となっており、小規模事業場を中心としたメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

また、全国における精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にあり、鹿児島県内においては概ね20件前後で推移している。

精神疾患等の労災認定状況（平成26年度～令和3年度）

	件数		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度															
	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定														
全国	1456	497	1515	472	1586	498	1732	506	1820	465	2060	509	2051	608	2346	629	(213)	(99)	(199)	(93)	(198)	(84)	(221)	(98)	(200)	(76)	(202)	(88)	(155)	(81)	(171)	(79)
鹿児島局	16	5	10	4	7	0	11	5	16	3	14	2	20	5	16	4	(3)	(2)	(3)	(0)	(3)	(0)	(4)	(3)	(4)	(1)	(3)	(0)	(4)	(1)	(1)	(2)

※ () 書きは自殺者数で内数。

※ 認定件数は、当該年度内に決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

イ 過重労働防止対策関係

鹿児島県における労働者一人当たりの年間総実労働時間数は平成28年以降減少に転じていたが、令和2年から令和3年にかけては増加しており（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）、また、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しているため、引き続き、時間外・休日労働時間※を削減する必要がある。

※休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災認定状況（平成26年度～令和3年度）

件数	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	請求	認定	請求	認定	請求	認定	請求	認定								
全 国	763	277	795	251	825	260	840	253	877	238	936	216	784	194	753	172
鹿児島局	8	4	8	1	8	1	7	3	6	1	8	0	8	2	11	1

※ 認定件数は、当該年度内に決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

また、鹿児島県における年次有給休暇の取得率は、54.7%（令和3年度鹿児島県労働条件実態調査）で、全国における年次有給休暇の取得率58.3%（令和3年就労条件総合調査）より3.6ポイント低いため、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

更に、働き方改革関連法において、勤務間インターバル制度を導入することが事業主の努力義務とされていることから、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化している。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事

例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

更に、産業医の選任義務のない使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

加えて、労働力人口における通院者の割合の増加に伴い、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

(4) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

鹿児島県における化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の発生状況は、平成 30 年が 6 件、令和元年が 13 件、令和 2 年が 9 件、令和 3 年が 6 件、令和 4 年が 10 件となっており、製造業のみならず、建設業、第三次産業等においても発生している。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害の発生も見られる。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

これら職業性疾病の予防対策に加え、じん肺等粉じんによる健康障害防止対策、熱中症予防対策、騒音性難聴の予防対策等についても更なる取組の推進が必要である。

5. 計画の重点事項及び具体的取組

(1) 重点事項

- ア 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- イ 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止

対策の推進…指標あり

ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進…指標あり

エ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進…
指標あり

オ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

カ 業種別の労働災害防止対策の推進…指標あり

キ 労働者の健康確保対策の推進…指標あり

ク 化学物質等による健康障害防止対策の推進…指標あり

(2) 具体的取組

別添2のとおりとする。

鹿児島労働局第 14 次労働災害防止計画における計画指標

アウトプット指標	アウトカム指標
ア 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	—————
イ 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 ・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・ 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。 ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

<p>エ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
<p>オ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p>	<p>—————</p>
<p>カ 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 建設業における死亡者数を毎年3人以下とする。 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、毎年1人以下とする。

<p>キ 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。 ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。 ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。 ・ 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。 ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。 ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を漸減させる。
<p>ク 化学物質等による健康障害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシートの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2023 年と比較して 2025 年までに増加させる。 ・ 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5 %以上減少させる。

合を 2023 年と比較して 2025 年までに増加させるとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

- ・ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

重点事項に対する具体的取組

計画の重点事項	重点事項ごとの具体的取組	
	労働者の協力を得て事業者が取り組むこと	達成に向けて鹿児島労働局が取り組むこと
ア 自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発	<p>(ア) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。 国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であることや、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、各種表彰、「安全衛生優良企業公表制度」等の既存の安全衛生に関する取組の見える化の仕組みのほか、「SAFEコンソーシアム」の表彰制度も活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。

		<ul style="list-style-type: none"> • 事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。 • 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。 • 引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。 • 労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。 • 当局自らの安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する当局や関係機関の職員の指導力の向上を図る。
	<p>(イ) 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の労働災害事例のみならず、労働者死傷病報告を詳細に分析し、災害原因等の要因解析をより深化させる。
	<p>(ウ) 安全衛生対策におけるDXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。 労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の周知を図る。
<p>イ 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「SAFE協議会」の運営を通じて、小売業、介護施設における行動災害防止対策を広く周知する。 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。 ・ 「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。 ・ 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行う。
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。 ・ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。（再掲） ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。 ・ エイジフレンドリー補助金の周知を図る。
エ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。 ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診

	<p>ン」(令和3年3月改定。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定。)に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。 	<p>断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の災害発生状況を分析し、対策が必要な業種、事業場や属性を特定し、対象に応じた対策に取り組む。
オ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。
カ 業種別の労働災害防止対策の推進	<p>(ア) 陸上貨物運送事業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業における死傷災害の多数が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業

	<ul style="list-style-type: none"> 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。（再掲） 	<p>者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。 職場における腰痛予防対策指針に基づく取組について周知を図る。
	<p>(イ) 建設業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号。）に基づく作業環境測定、健康 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年から令和4年の建設業における死亡災害22件のうち7件(31.8%)が墜落・転落災害であることから、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

	<p>診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。</p>	
	<p>(ウ) 製造業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。 ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械災害対策にはリスクアセスメントに基づく措置が重要であることから、「機械安全化の改善事例集」等を紹介しつつ、リスクアセスメント実施の推進を図る。
	<p>(エ) 林業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。）等に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の

	<p>ついて労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。</p>	<p>安全対策の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林管理署や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。
<p>キ 労働者の健康確保対策の推進</p>	<p>(ア) メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。 ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムの周知を図る。

	<p>指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。 ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。
	<p>(イ) 過重労働対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等 ② 年次有給休暇の確実な取得の促進 ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号）による労働時間等の設定の改善 ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」の周知・指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年厚生労働省告示第7号）に基づ

		<p>き、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。</p> <p>② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。</p>
	<p>(ウ) 産業保健活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。 治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業場や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化する。 鹿児島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。 鹿児島県地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。
ク 化学物質等による健康障害防止対策の推進	<p>(ア) 化学物質による健康障害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな化学物質規制に係る安衛法施行令等の改正内容について、個別指導、集団指導等

	<p>選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。</p> <p>① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。</p> <p>② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。</p>	<p>のあらゆる機会を捉えて、その円滑な施行に向けて周知啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託事業等により設置予定の新たな化学物質規制の内容及びリスクアセスメント等に関する相談窓口等の支援策を活用するよう勧奨する。 ラベル表示・SDS交付義務対象に追加される物質について、関係事業場等に対し優先的にSDSの作成に努めるよう、機会を捉えて周知する。 新設される金属アーク溶接等作業に職務を限定した金属アーク溶接等作業主任者及びその養成のために内容を限定した技能講習について、管内の講習機関からの登録申請に適切に対応するとともに、関係団体等に対して周知を行う
	<p>(イ) 石綿、粉じんによる健康障害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調 	<ul style="list-style-type: none"> 石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトによる情報発信の拡充を図る。 建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会が十分に提供されるよう配慮する。 改訂される建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。

	<p>査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。 トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会鹿児島県支部と連携し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。
	<p>(ウ) 熱中症、騒音による健康障害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策

	<p>働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。（再掲） 	<p>への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者の騒音障害を防止するために、今後改訂される「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する周知等を行う。
	<p>(エ) 電離放射線による健康障害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底する。 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、健康相談の実施等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導

	<p>子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康の保持増進のための指針 公示第 6 号）に基づく健康管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。 	<p>入を推奨するとともに、医療従事者の放射線管理体制に係る好事例の周知を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 県との連携を図りながら、不均等被ばく時の線量測定の徹底、医療機関における自主的な取り組みの促進を推進する。
--	---	---